

資産運用報告書の適正性に関する確認書

2020年5月11日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地	東京都千代田区永田町二丁目4番8号
不動産投資信託証券発行者名	大和ハウスリート投資法人
	(コード：8984)

代表者の役職・氏名 (署 名)	執行役員 浅田利春
----------------------	--------------

当投資法人の執行役員である浅田 利春は、当投資法人の2019年9月1日から2020年2月29日までの第28期営業年度の資産運用報告書の提出時点において、当該資産運用報告書における投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号）第71条から第75条までの規定に基づく記載に関して不実の記載がないものと認識しております。

不実の記載がないと認識するに至った理由は以下のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組み

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人であり、資産運用委託契約に基づき、資産の運用に係る業務等を大和ハウス・アセットマネジメント株式会社（以下、「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、投信法に基づき、一般事務、資産保管事務、投資主名簿等管理及び特別口座管理を三井住友信託銀行株式会社（以下、「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

2. 資産運用報告書の作成プロセス

資産運用報告書は、一般事務受託者から提出される会計帳簿等を基に資産運用会社が原案を作成し、EY 税理士法人によるチェックと助言を経て、EY 新日本有限責任監査法人の監査を受けた後、当投資法人の役員会にてこれを承認して提出しています。

また、森・濱田松本法律事務所から、適切な開示内容や記載方法についての助言及び確認を得ています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 当投資法人の運営に関しては、資産運用会社より月次で報告を受けており、それらの中で報告された重要な事実が、資産運用報告書に記載されていることを確認しています。

(2) 当投資法人は、EY 新日本有限責任監査法人から投信法第 130 条の規定に基づく監査証明を受領していません。

(3) 当該計算期間における資産運用会社の業務執行状況について、次の内容を確認しています。

- ①組織・業務運営上の基本事項を定めた社内規程を整備し、それらに基づいて行われた資産運用やリスク管理に関する事項等が、定期的に当投資法人の役員会に報告されています。
- ②投資主の自己責任原則に則った投資判断に資するよう、迅速、正確、公平でわかりやすい情報開示に努め、さらにコンプライアンス部門が開示業務の適切性を検証して当投資法人の役員会に報告する体制を構築し、且つ実施しています。
- ③資産運用会社における管理体制の実効性を確保するため、コンプライアンス部門が、法令等の遵守状況の検証、問題点の把握とその是正を図るというプロセスを整備しています。

以 上